

市道路線の認定について

市道路線の認定について、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

平成28年2月15日提出

霧島市長 前田 終 止

認定する路線

	路線名	起点 終点	重要な経過地等
1	新町～御里線	霧島市国分新町一丁目 霧島市国分中央一丁目	国分中央高校

（提案理由）

県が実施する都市計画道路3・4・11号新町線の事業認可に伴い、旧道となる一般県道日当山敷根線の一部を市道として認定するため、市道路線の認定について、議会の議決を求めるものである。

位置図

市道 新町^{おさと}～御里線 延長 1, 177メートル (県道日当山敷根線の一部)

(都市計画道路「新町線」完成後に県から移管される道路)

